

平成26年5月26日

各位

いちごグループホールディングス株式会社

代表者 代表執行役会長 スコット キャロン
(コード番号2337 東証JASDAQ)

問合せ先 執行役管理本部長 吉松 健行
(電話番号 03-3502-4818)

www.ichigo-holdings.co.jp

支配株主等に関する事項について

上場規程第411条第1項および施行規則第412条の規定に基づき、当社の支配株主等に関する事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2014年2月28日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	支配株主 (親会社を除く)	69.59	-	69.59	-

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下、「いちごトラストPTE」という。）は、当社議決権の69.59%を保有している当社の筆頭株主であります。いちごトラストPTEは、投資を事業目的とする、法人格を有さない外国籍のユニット・トラスト（いちごトラスト）から100%の出資を受けております。

なお、当社が事業活動を行う上での承認等に際し、いちごトラストおよびいちごトラストPTEから制約を受けることはなく、当社の事業展開における意思決定は一定の独立性を確保しているものと考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

本日発表の有価証券報告書（第14期）に記載しております「関連当事者情報」をご参照願います。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社をはじめ当社グループ会社各社は、当社の支配株主であるいちごトラストPTEとの取引について、一般の市場取引と同様に法令、当社内部統制システムに基づく適正な手続きを経ており、コンプライアンス部、監査部、監査委員会、取締役会、顧問弁護士等による検証を行い、少数株主の保護に努めております。

以上